

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和5年3月8日（水）午前10時2分～午前10時58分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 井上真砂美 副委員長 大野慎治 委員 梅村 均
委員 鬼頭博和 委員 水野忠三 委員 黒川 武
委員 梶谷規子

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 片岡和浩、消防長 岡本康弘、総務部専門監 奥井博昭
行政課長 佐野剛、同主幹 兼松英知、上下水道課長 神山秀行、同主幹 大橋透、同統括主査 大徳康司

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 御嶽千夏

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第4号	岩倉市水道料金等審議会条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第10号	岩倉市下水道条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
請願第5号	「日米地位協定の見直しを求める意見書の提出」を依頼する請願書	全員賛成 継続審査
陳情第1号	日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情	聞き置く
陳情第3号	政党機関紙（赤旗）の市庁舎内での購買、勧誘を自粛する事に関する陳情	聞き置く

◎委員長（井上真砂美君） おはようございます。

時間は10時02分、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案2件、請願1件であります。

このほか、陳情2件が送付されており、これらの案件を逐次議題といたします。

それでは、当局から挨拶をお願いいたします。

◎建設部長（片岡和浩君） 改めまして、おはようございます。

本日は、総務・産業建設常任委員会のほう開催をいただきましてありがとうございます。

本日御審議いただく議案につきましては、条例の制定1件と一部改正について、2件となります。両議案とも、建設部の上下水道課所管ということになりますので、課長と両グループ長出席して説明のほうしっかりさせていただきますので、御審議のほうよろしくお願いをいたします。

◎委員長（井上真砂美君） ありがとうございます。

審査に入る前に、本日の審査順についてお諮りいたします。

審査は、継続審査としております請願第5号から始め、付託議案、陳情の順で進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認めます。

それでは、審査に入ります。

請願第5号「「日米地位協定の見直しを求める意見書の提出」を依頼する請願書」を議題といたします。

この請願は継続審査になっておりました。12月議会の際に、前回、2016年のレイプ事件があり、世論が高まり、採択した経緯がありました。現状は、ウクライナ情勢、中国・北朝鮮の国際情勢が緊張している中で、今後社会の情勢や国の動きを注視したいということで継続審査にした経緯があります。

本日は、委員間討議から入ります。

発言する委員は、挙手をお願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） 12月議会で継続審査になった後の情勢がまだまだ厳しい中で言われた中での、ロシアによるウクライナ侵略の戦争は続いている中で、厳しい状況はまだ継続しているという段階だと思いますが、米軍基地からの汚染水が、有機フッ素化合物という発がん性が疑われるものが米軍基

地から流れているという報道がいろいろ、沖縄の基地だけでなく横田基地などでもあり、それがやはり日本の法律では調査できない、裁けないという治外法権が、まだまだこの日米地位協定の中で続いているという実態の中で、やはり意見書を出したいという思いはありますが、12月議会からの継続審査で皆さんから言われた、今の情勢の中で意見書を出すのはどうなのかという御意見が多く、意見書を出すというところに合意が至らなかったわけですが、そういう今の現状の中で、2016年には岩倉市議会で意見書を出せたというのは、20歳の女性がレイプされたという事件、やっぱりそれは許せないという思いで市議会から出したわけですので、そういう岩倉市議会なので、この意見書を出してほしいということで不採択にはできないと思います。

そういった中で、意見書を出すまでには情勢が至っていないという前回の審議を受け止めるなら、趣旨採択という形でしていただけないでしょうかと考えるものですが、いかがでしょうか。

◎委員長（井上真砂美君） ほかの委員はいかが思われますか。

◎委員（黒川 武君） 要するに、趣旨だけを採択するということで、国に対しては意見書は上げないという理解でよろしいですか。

◎委員（梶谷規子君） 今の情勢の中で意見書は上げることはできないではないかという12月議会の議論から、その情勢をという中での進展というところでは難しいと判断して意見書は上げられないかなと思うものです。

◎委員（黒川 武君） 昨年12月で継続審査にして以降、どういう形でこの請願と向き合っていくのか、それぞれ各委員、今日に至るまでいろいろ考えてみえたんだろうと思うんですね。この問題の、この請願の決着のつけ方というのは、3つぐらいあるだろうなど。

今、梶谷委員が言われた平成28年には第2回定例会では全会一致で採択をしていると。だけど、今回はやっぱり国際情勢の中でそういうことも難しいだろうということで、趣旨のみの採択というのも一つの決着のつけ方だろうし、あるいは、そういつまでもずるずるやらずに採択・不採択ぱっと決めちゃえというのも一つのやり方かもしれないんですが、私はその両方ともではなくて、もう一つは、今ウクライナ侵攻によるロシアの暴挙というのが、だんだん日増しに緊迫化してきているということもあるし、それから中国の台湾侵攻の将来への可能性というのも、これも否定し切れないところがあるし、北朝鮮は相変わらず弾道ミサイルを発射し続けているということで、日本においても、そういった国際情勢の中で日本のあるべき立ち位置をどうしていくのか、特に外交防衛については重要な問題だと思うんですね。だから、より地方議会であっても慎重に扱うべきだろうと思うんです。

一つ、ここで趣旨でも採択してもいいんですよ。ただ、そのことが、専制主義と言われる国々がプロパガンダ的に利用する可能性は否定し切れないんですね。なぜならば、ユーチューブで配信するんですよ。全世界に配信されるんですよ。そうすると、いや、岩倉市議会では採択したんだと、外交防衛で日本国内では大きな問題になっているなんていうのは、捉え方だってされかねないんですよ。彼らは平然とやるでしょう。あのブチャの虐殺を見ても分かりますがな。ウクライナの自作自演だと言ったり、教会に避難した子どもたちを爆撃したわけでしょう。あれもウクライナの自作自演だということ。

平然とそういうことを、国際社会に向けてうそを言い続ける、そういう専制主義の国があるということ、やはり我々は常に念頭に置いて物事の対処を考えなければいけないだろうなあと思いつつも、先ほど申し上げたように、平成28年第2回定例会では、やはり我々は沖縄におけるああいってレイプ事件を再び起こしてはいけないということで、全員賛成で採択をした。そういうこととの整合性を考えると、決着のつけ方というのは大変難しいところがあるなと思うんです。

だから、私自身の考えとしては、申し訳ないんだけど、引き続き継続審査にさせていただく。私たちの現在の任期は4月30日までです。その間のうちに決着がつけられるかどうかは分かりません。もし決着がつけられなければ、任期満了をもってこの請願については審議未了、廃案と、そういう形にならざるを得ないだろうなと。つまり、なかったことにするという形になるわけなんです、それも一つの選択のありようかなと思うんですが、皆様の御意見をお聞きさせていただきたいと思います。

◎委員（水野忠三君） 自分も、基本的には継続審査ということに同意をいたしております。

それは、3点ほどまず述べさせていただきたいんですけども、1点目としては執行機関側のアクションとか、あるいは予算を伴ったりとか、そういう意見書ではない。これは、議会が意見書を国等へ提出するという意見書で、そもそも趣旨採択という手法が妥当かどうか、これについては議論があるんじゃないかなと思います。執行機関側のアクションが必要なものとか、予算が必要なものについて、趣旨採択というのはよく分かるんですけども、意見書を提出するかしないかということについて趣旨採択というのは、ちょっとそういう手法を取る場合でも慎重に判断すべきではないかと思っています。

それから、2点目といたしましては、先ほど黒川委員がおっしゃられたことと関連いたしますが、この情勢、これはロシア・ウクライナだけではなく

て日本を取り巻く情勢というもの、今の時期にこの意見書を提出することによって誤解を生じるのではないか、あるいは先ほど黒川委員が発言されたようなそういう懸念もやはり現実の問題として考えなくてはいけないのではないか、今の時期に提出するとか、趣旨採択をするとか、そういうことが妥当かということが疑問に思っております。

そして、3点目といたしましては、この請願の趣旨の中の表現、異常なとか、後を絶ちませんとか、検査さえ阻まれるとか、そういう表現がやはりなかなかちょっと自分としてはなじめない、そういうことを感じます。

それから、日本の法令を適用するようというくだりがありますが、日本の国内の平時の法制で、例えば平時だけではなくて実際に有事の場合にどのようになるかということ、やはり高度な政治的な判断になってくると思いますので、地方議会としてののりといいますか、地方議会としてそこまでこの日本の法令を適用するよというふうなことについて、要するにその知見、研究、検討をもっと深めてからでないか、なかなかこういう意見書を出すのは難しいのではないかというふうに思っております。

したがって、各議員の検討とか研究もありますし、また時期等もあると思いますので、最終的にはやはり継続審査という手法、これが一番妥当ではないかというふうに考えます。以上です。

◎委員長（井上真砂美君） 他の委員、ありましたら。

◎委員（梶谷規子君） 今、水野委員さんが趣旨採択が妥当かどうかというところで、執行機関の予算を伴う関係のものだったと言われてきたけど、これまでも趣旨採択をした請願については、国に対して意見書を上げてほしいという請願に対しても趣旨採択という形を岩倉市議会は取っていると考えます。執行機関云々だけではないと思います。

◎委員（水野忠三君） ですから、意見書の提出をもって趣旨採択は一切いけないということではなくて、趣旨採択をする、そういう選択をする場合には、やはり慎重に判断して、それでも意見書の提出だけの請願であったとしても趣旨採択がふさわしいという理由があれば、もちろんそういう手法もあると思いますが、繰り返しになりますけれども、予算執行を伴うようなものとか、執行機関の具体的なアクションを求めるものと比べて、ハードルは高いのではないかというふうに思っています。

◎委員長（井上真砂美君） ほかの委員、いかがですか。

◎副委員長（大野慎治君） 2016年、平成28年度に岩倉市議会として、先ほどあった女性への被害のあった事件をきっかけに日米地位協定の見直しということ、全員賛成で採決しているということ、重く受け止めても、ただし黒

川委員や水野委員がおっしゃるとおり、日本を取り巻く今の北朝鮮の弾道ミサイルの関係も、領空侵犯・領海侵犯も、過去とは違って物すごい多いことになっているので、日本を取り巻く環境がかなり変わっているということも、平成28年度からもう違うということは十分に承知した上で、前回全員賛成で採決している岩倉市議会として、請願者の思いは御理解できるのではないかとということで、趣旨採択も選択肢であると私は考えております。

◎委員（鬼頭博和君） 私も、今、大野委員が言われたように、日米地位協定の見直しということについては反対の議員はみえないと思うんですね。やはり、様々な問題が今起こっていることは事実ではあると思います。様々な国際情勢の緊迫した中で、こういったものを採択するというのはなかなか難しいというところもあります。

今、梶谷委員が言われたように、意見書は出さなくて趣旨採択ということですので、この内容についてはちょっと厳しい表現もあると思いますけれども、私も趣旨採択でいいのではないかとという意見であります。

◎委員（梅村 均君） 趣旨採択の意見が出ましたが、趣旨採択についてはこの請願趣旨を見る限り、この請願の趣旨を採択しておいて意見書を出さないということにはどう説明するのかという、非常に難しいなと思います。国際情勢がこうだから出さないとか、そんな理由がつけられるのかもしれませんが、それなら、意見書出さないなら、もう採択という言葉を使うことがちょっと違うんじゃないかなと、分かりにくくさせるんじゃないかなという考えはあります。

この請願書全体について、暮らしにおける問題があるということで、本当に解決に向けて何か考えていかなければいけないんですけれども、ただただ、この今のタイミングで意見書を出すということはちょっと控えたほうがいいという考えを持っておりますので、そんなことを勘案して、ちょっと趣旨採択は難しいのではないかとというふうには思っています。

◎委員長（井上真砂美君） ありがとうございます。

今、趣旨採択の方、継続の方、それから趣旨採択も難しいという、なかなか一つの意見にまとまりませんが、暫時休憩にいたします。

（休 憩）

◎委員長（井上真砂美君） 休憩を閉じ、再開します。

◎委員（梶谷規子君） 趣旨採択ということに同意をしていただいた委員さんがいらっしゃる中で、採決を採る場合は賛成、反対になって、なお厳しいものがあるということで、任期満了に廃案になってしまうということについては請願者の方に申し訳ないという思いですが、この段階では継続審査にと

いうことで仕方がないかなという思いです。

◎委員（水野忠三君） 結論としては、榊谷委員のおっしゃったことに賛成いたします。本来であれば、繰り返しになりますけど、日米地位協定の見直しはもう既になされていなければいけないと思いますが、今述べられた理由で継続審査に私も同意いたします。

◎副委員長（大野慎治君） 紹介議員である榊谷委員が継続審査とおっしゃるんですので、継続審査であるとして、意見の一致を満たしておりませんので、継続審査ということに賛同いたします。

◎委員（鬼頭博和君） 私も趣旨採択という話ではありましたが、今、榊谷委員のほうから継続というお話がありましたので、継続という形でいきたいなと思います。

◎委員（梅村 均君） 私も継続審査に賛同します。

◎委員長（井上真砂美君） 請願第5号「日米地位協定の見直しを求める意見書の提出」を依頼する請願書」に関しまして、採決を採ります。

継続審査というふうでまとまりましたが、継続審査に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（井上真砂美君） 全員で継続審査、全員挙手の上、継続審査ということに決しました。

続いて、付託議案の審査に入ります。

議案第4号「岩倉市水道料金等審議会条例の制定について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（榊谷規子君） 趣旨の第1条で、この条例は水道料金及び下水道使用料の適正化について調査及び審議を行うというところですが、この適正化という表現がイコール値上げへの方向ではないということ、値上げありきではないということを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

◎上下水道課長（神山秀行君） 適正化ということなので、皆さんの意見を聞きながら、適正なというか、公平な料金設定という形で審議会の委員の皆様には議論いただきたいという形で考えております。

◎委員（榊谷規子君） ありがとうございます。

続いて、その1条で適正化について調査及び審議を行うという審議会の設

置なわけですが、この調査というのが具体的にどのような調査をしていくのか教えてください。

◎上下水道課長（神山秀行君） 調査、具体的にはまだ想定のほうをしていないんですが、こういったことはどうだという御意見をいただきながら、近隣の状況についても調査になるかと思えますし、求められる必要な情報を提供していきたいという形で考えております。

〔「関連で」と呼ぶ者あり〕

◎委員（黒川 武君） それで、私もその調査のところなんですけど、重要なことは市民の意見を聞く場、例えば公聴会を開催するとかそういうことというのは想定してみえますかしら。

◎上下水道課長（神山秀行君） そこまではちょっと想定のほうをさせていただいてないところが、今のところの考えとなっております。

◎委員（黒川 武君） ちょっと、もう少し明確にさせていただきたいのは、市民の意見を聞く場としてこういった審議会もあるんですけど、やっぱり全体の数にしてみれば、本当に申し訳ないですけど少数の方なんですよね。

だから、市民全体の意見を聞く、どのような形で聞くのかと、アンケートの取り方も一つのやり方かもしれないし、やはりやっぱりきちっと対面のところで、公聴会のような形式でもって、きちんと開いていくということも一つのやり方かなと思うんですが、そういったことの考え方はお持ちなのかどうかということをお尋ねしたかったんですが、まだ想定してないということなんですけれど、今後どうされるお考えですか。

◎上下水道課長（神山秀行君） 審議会の中で、アンケートとかという声も出るのかなということはこちらのほうも想定しておって、そのときには補正予算等をお願いしていかないかなんのかなんということは考えておりますが、審議会の意見を聞きながら、こういった形でまたさらに広く意見を聞くのかということも含めて御意見いただきたいという形で考えております。

◎副委員長（大野慎治君） すみません、2年間で会議は何回程度行う予定なのか、今年度の方は予算で分かるんですけど、2年間で何回開催する予定なのかお聞かせください。

◎上水道グループ主幹（大橋 透君） 審議会の開催は、全体で4回を今のところ想定しております。

◎副委員長（大野慎治君） 例えば、審議会の結果を市長に答申することになるより以前に、市民の方にこういう方向性だということをどこで知らせるんですか。値上げか、今回維持かはまだ現状分かりませんが、どのような形でお知らせするんでしょうか。

◎上下水道課長（神山秀行君） 1年半ぐらいで審議いただきまして、残りの半年ぐらいで周知のほうを図っていきたいという形で考えております。その詳については、広報・ホームページ等になるかと考えております。

◎委員（梅村 均君） 第4条で、7人の委員をもって組織するところを踏まえまして、第7条のところで会議の成立する条件がありますけれども、委員の半数以上でなければ開くことができないとあって、裏を返せば半数いれば会議を開くことができるということは、7名中4人で開くことができるのかなと想像をします。

4人の場合ですと、第4条の各号で識見を有する者とか、各種団体の代表者とか、市民の代表者いろいろあるんですが、この全ての人がそろわなくても開けることにもなるわけでございます。

そうしたことから、ただでさえ7人という少ない人数ですので、できるだけ欠席がないような会議の開き方に努めていただきたいわけでありまして、聞き方としては、開催日の調整なんかはどんなふうに考えているんでしょうか。年間スケジュールを決めちゃってやるのか、ある程度事前に皆様の予定はちゃんと聞かれるのか、その辺はどんなふうに考えていますでしょうか。

◎上下水道課長（神山秀行君） 日程調整のほうにつきましては、できるだけ多くのというか、全員に参加していただくというのが事務局としては原則として考えております。なので、委員会の最後のときに次回の日程という形で確認をさせていただいて、その中で詰められれば詰めたなという形で考えております。

◎委員（梶谷規子君） 4条で、審議会の組織で市民の代表者というところがありますが、公募という募集もされるということも聞いているところですが、公募予定をどのようにされていくのかお聞かせください。

◎上水道グループ主幹（大橋 透君） 今、委員がおっしゃられたとおり、市民の代表者については公募で選定を考えていまして、これは広報紙ですとか、ホームページで募集の呼びかけを行う予定です。

公募の申込書に応募理由といったものも記載してもらうことを考えていますので、その内容をちょっと見させていただきながら選定したいというふうに考えています。

◎委員長（井上真砂美君） ほかはよろしいですか。

◎委員（黒川 武君） 私も、第4条の第2項の委員のことについて、これは本会議でも質疑があったと思うんですね。もし間違っていたら指摘いただきたいんですが、第3号の水道及び下水道の使用者というのはどのような方ですかという質疑があったと思うんです。

それに対して、答弁としては市民の方と、それから事業者側としてJ A愛知北を想定しているという答弁であったかと思うんですが、ここで2人を選ぶそうですから、第3号のところの市民の方というのは1人になると思うんですが、その方の選定の仕方をどのように考えてみえるのかということと、事業者側から出ていただく、J A愛知北ということですが、なぜここを選定しようとしているのか、その理由もお聞かせいただきたいと思います。

◎上下水道課長（神山秀行君） まず1点目の、水道及び下水道の使用者ということで、市民からという形ですが、こちらのほうは市民委員の登録制度というものがございますので、そちらのほうに登録していただいている方から選定のほうをしたいと思います。

4号のほうにつきましては、公募という形で採らせていただきたいという形で思っております。

あと、事業所ということで農協という形なんですが、一定、事業所の声も必要だということで商工会のほうにも入っていただいたんですが、利用が一定ある事業所というところもありますし、上下水使ってみえるというところで農協のほうを一応想定しているということで考えております。

◎委員長（井上真砂美君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 質疑を終結いたします。

委員間討議に入りますが、委員間討議を省略いたしますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第4号「岩倉市水道料金等審議会条例の制定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第4号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第10号「岩倉市下水道条例の一部改正について」を議案

といたします。

当局の説明を省略したいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしですので、質疑に入ります。

質疑はございますか。

◎副委員長（大野慎治君） ちょっと1点お聞かせください。

今まで、共同化していなかったのが更新の事務手数料は徴収していない、今回の岩倉市のように、また共同化に伴って7,000円取る近隣の市町はどれぐらいあるんでしょうか。

◎上下水道課長（神山秀行君） 7,000円という設定のところは、近隣で春日井市、一宮市、扶桑町ということで聞いております。あと、尾張旭市も今まで取ってなかったというところで、7,000円を設定する予定だということで確認しております。

◎委員（梅村 均君） すみません、ちょっと分からなくて。なぜ、共同化されるのか、共同化される経緯というのか、理由というのが、そこを少し教えていただけないでしょうか。

◎下水道グループ統括主査（大徳康司君） 下水道事業に関しましては、国のほうから広域化、共同化について進めるようにということが、平成30年頃に言われております。その中で、ハード面、ソフト面、いろいろあるんですけども、ハード面としましては、岩倉市ですと、岩倉市は流域下水道ですので、流域下水道の処理場の汚泥処理の共同化というものを愛知県が中心に進めておりました、そちらに今年度から参画しております。

そういうソフト・ハード両方で共同化をしていく中で、今回こちらの事務の共同化につきましてはソフト面の事務の共同化ということで、愛知県が主体となって全県の中でどういうことができるだろうという中で、名古屋市が中心となりまして排水設備指定工事店の登録事務の共同化というものを進めていくということになりました。

◎委員（黒川 武君） 関連でお聞きします。

まさにそうなんですよね。国のほうからそういった要請があつて、いわゆる広域行政として行う形になってくると思うんですよ。それで、下水道法の第31条の4では、そのための組織として協議会という名称が出てくるんですよ。今回は、その協議会というのはもう組織されたものですか、これから組織するのですか。その事務局として名古屋市がなるというのは説明資料でも理解はしておりますけれど、その協議会にはどこの自治体が参加するのか、そういったことの情報というのは得てみえるのでしょうか。お聞かせいただ

きたいと思います。

あるいは、協議会の対象にならないのは対象にならないでもいいんですよ。

◎下水道グループ統括主査（大徳康司君） 下水道法に規定している協議会とは別の組織がありますので、そちらの対象外ということになります。

◎委員（黒川 武君） 対象外だということは分かるんですけど、いわゆる自治体同士が集まって何かをするというのは、仲よしクラブじゃないんだから、そこで何らかのやっぱり組織というのが出来上がって、代表をどこにするのか、事務局は名古屋市だということは説明資料で書いてあるので分かるんですけど、そういった体制はどうするんですか。それに参加する自治体はどこの自治体ですかということをお聞きしたいんです。

◎委員長（井上真砂美君） 暫時休憩にします。

（休 憩）

◎委員長（井上真砂美君） 休憩を閉じ、再開します。

◎上下水道課長（神山秀行君） 今回の広域化の取組につきましては、愛知県が音頭を取りまして全市町村参加の上で、どういった事務が共同化できるか、ハード面も含めまして共同化のほうを検討されている部分がございます。各市町、いろんなところでいろんな項目が上がってきまして、その中で自分のところも参加したいわというところがあれば、その事務に対して手を挙げた自治体が一定集まって、その事務を共同化するという取組になっておりますので、共同化の取組に対する音頭については県のほうで取って、県下全体で検討していますが、自分たちができるところから始めていこうというのが、今回の共同化の動きになっております。

◎委員長（井上真砂美君） よろしいですか。

〔「はい、いいです」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ほかは。

◎委員（梅村 均君） もし分かれば、申請事務の取扱件数に応じて事務局へ負担金を支払うとなっているんですけど、これが大体幾らぐらいの負担金になるのかというのは分かっているものでしょうか。

◎上下水道課長（神山秀行君） 事務費ということで、固定費としまして年額で、取りあえず来年度につきましては、半年10月1日以降になりますので、半年分になりますので、固定費用としては半年分で2,500円、1年分ですと5,000円という形になります。

あと、新規の指定に関しましては1件当たり2,800円の事務費、あと指定の更新につきましては2,800円、あと指定事項の変更、申請内容の変更、代表者等の変更につきましては1,300円、あと指定証の再発行、指定を受ける

と証明書を発行するものですから、それをなくした場合の再発行手数料が2,100円、あと廃止、休止、再開ということで2,100円という形の事務負担金となっております。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

ちょっとまた別の質問ですけど、更新事務手数料を決められたんですが、この更新期間とかそういう定めを条例で定めていなくてもいいのかとか、定めてあるのかどうかというのはちょっと分かりませんが、その辺り、定めてあるのかと期間がどうなっているのか、内容も少し教えてもらえないでしょうか。

◎下水道グループ統括主査（大徳康司君） 更新期間等につきましては、条例ではなく排水設備の指定工事店規則というものがございまして、そちらで定める予定としております。

4月1日の予定で進めているところなので、まだ内容は決まっていないんですけれども、更新の期間につきましては5年を予定しています。来年、令和5年10月1日からこの更新制度をスタートしますので、移行期間としまして既に登録しているところに関しましてはその時点で指定をしたということにしまして、そこから最初に5年に満たない3月31日まで、4年と半年になりますけれども、そこで最初の更新が来るというような形で経過措置を設ける予定としております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第10号「岩倉市下水道条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第10号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情第1号「日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情」と、陳情第3号「政党機関紙(赤旗)の市庁舎内での購買、勧誘を自粛する事に関する陳情」を議題といたします。

本陳情の扱いはどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 聞きおくという声が出ております。聞きおくでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 聞きおくとして、各委員において熟読していただきますようお願いいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。